

# 大熊町の給与・定員管理等について

## 1 総括

### (1) 人件費の状況（普通会計決算）

区分	住民基本台帳人口 (令和4年1月1日)	歳出額 A	実質収支	人件費 B	人件費率 B/A	(参考) 令和2年度の人件費率
	人	千円	千円	千円	%	%
0	10,313	26,944,788	324,381	1,151,763	4.3	4.3

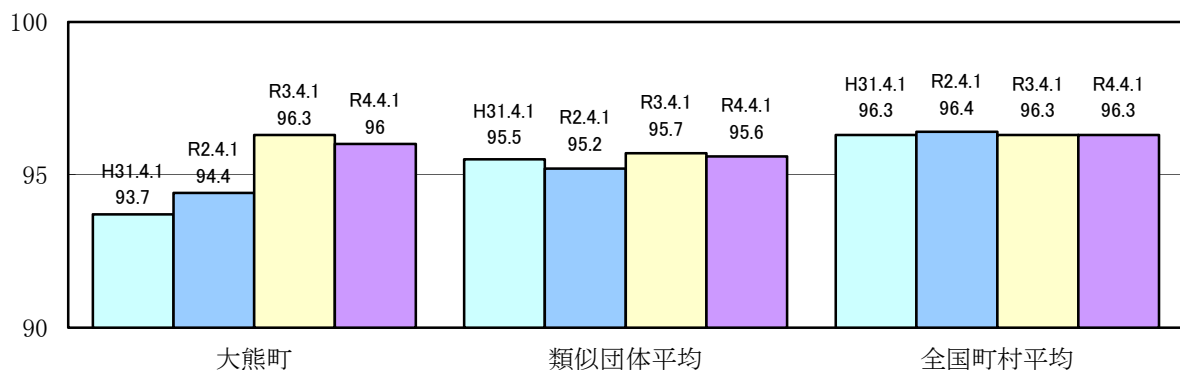
### (2) 職員給与費の状況（普通会計決算）

区分	職員数 A	給与費				(参考)一人当たり 給与費 B/A	(参考)類似団 体平均一人当 たり給与費
		給料	職員手当	期末・勤勉手当	計 B		
	人	千円	千円	千円	千円	千円	千円
0	124	441,319	127,849	170,252	739,420	5,963	5,576

(注) 1 職員手当には退職手当を含みません。

(注) 2 職員数は、令和3年4月1日現在の人数です。

### (3) ラスパイレス指数の状況



(注) 1 ラスパイレス指数とは、全地方公共団体の一般行政職の給料月額を同一の基準で比較するため、国の職員数（構成）を用いて、学歴や経験年数の差による影響を補正し、国の行政職俸給表（一）適用職員の俸給月額を100として計算した指数です。

2 類似団体平均とは、人口規模、産業構造が類似している団体のラスパイレス指数を単純平均したものです。

### (4) 給与制度の総合的見直しの実施状況について

【概要】国の給与制度の総合的見直しにおいては、俸給表の水準の平均2%の引下げ及び地域手当の支給割合の見直し等に取り組むとされています。

#### ① 給料表の見直し

[  実施     未実施 ]

(給料表の改定実施時期) 平成27年4月1日

(内容) 行政職給料表について、福島県人事委員会勧告を踏まえ引下げを実施しました。

なお、激変緩和措置として、平成27年4月1日から5年間にわたり経過措置（現給保障）を実施しています。

## 2 職員の平均給与月額、初任給等の状況

### (1) 職員の平均年齢、平均給料月額及び平均給与月額の状況（令和4年4月1日現在）

#### ① 一般行政職

区分	平均年齢	平均給料月額	平均給与月額	平均給与月額 (国比較ベース)
大熊町	41.8 歳	307,850 円	401,936 円	360,700 円
福島県	43.0 歳	326,500 円	411,880 円	357,532 円
国	42.7 歳	323,711 円	- 円	405,049 円
類似団体	41.7 歳	301,698 円	347,942 円	326,920 円

#### ② 技能労務職

区分	平均年齢	職員数	平均給料月額	平均給与月額	平均給与月額 (国比較ベース)
大熊町	63.1歳	1人	244,000円	269,400円	244,000円
うち用務員	63.1歳	1人	244,000円	269,400円	244,000円
福島県	54.8歳	149人	321,200円	357,610円	332,193円
国	51.1歳	2,114人	286,570円	-	328,416円
類似団体	50.4歳	7人	277,426円	302,406円	288,509円

(注) 1 「平均給料月額」とは、令和4年4月1日現在における各職種ごとの職員の基本給の平均です。

2 「平均給与月額」とは、給料月額と毎月支払われる扶養手当、地域手当、住居手当、時間外勤務手当などのすべての諸手当の額を合計したものであり、地方公務員給与実態調査において明らかにされているものです。

また、「平均給与月額(国比較ベース)」は、比較のため、国家公務員と同じベース(=時間外勤務手当等を除いたもの)で算出しています。

### (2) 職員の初任給の状況（令和4年4月1日現在）

区分		大熊町	福島県	国
一般行政職	大学卒	193,100 円	193,100 円	182,200 円
	高校卒	158,400 円	158,400 円	150,600 円
技能労務職	高校卒	147,900 円	156,300 円	- 円

### (3) 職員の経験年数別・学歴別平均給料月額の状況（令和4年4月1日現在）

区分		経験年数10年 以上15年未満	経験年数20年 以上25年未満	経験年数25年 以上30年未満	経験年数30年 以上35年未満
一般行政職	大学卒	290,500 円	369,700 円	371,400 円	401,500 円
	高校卒	254,000 円	314,300 円	359,700 円	388,200 円

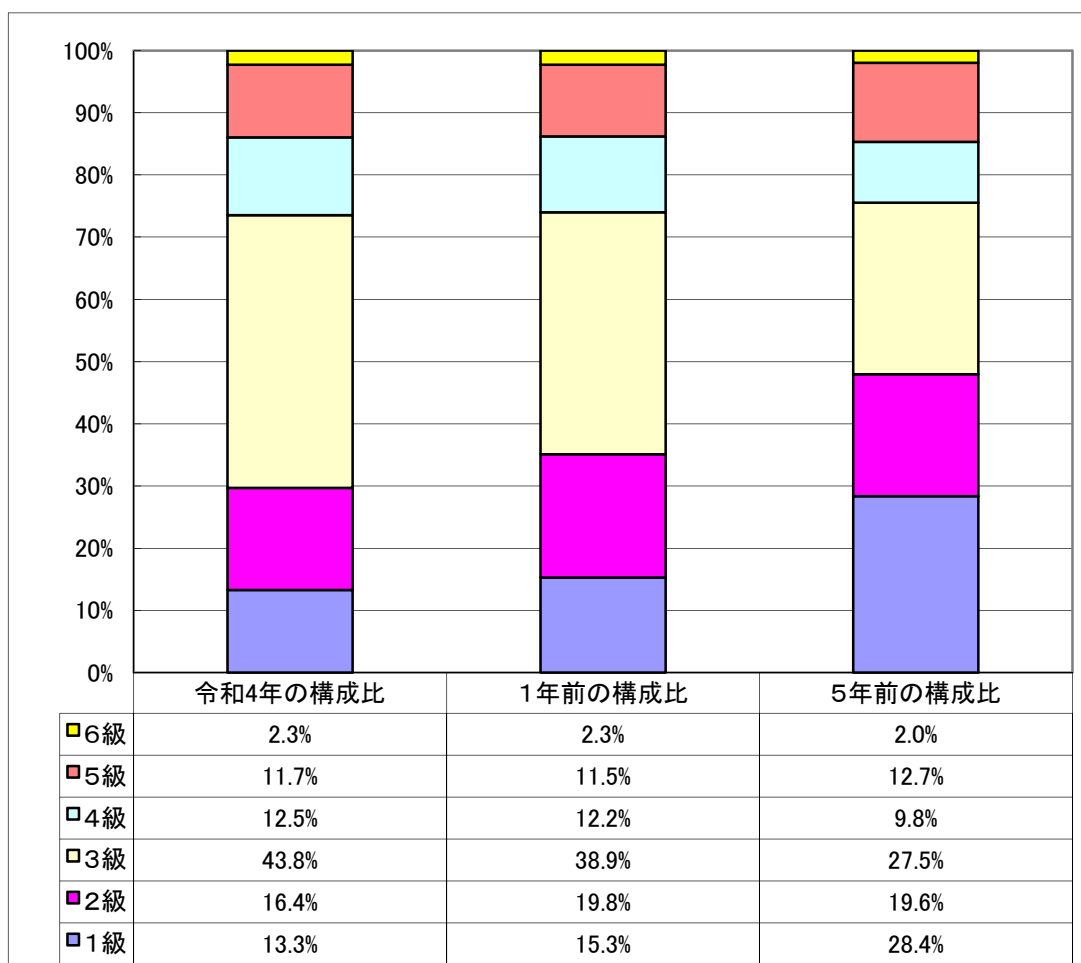
### 3 一般行政職の級別職員数等の状況

#### (1) 一般行政職の級別職員数及び給料表の状況（令和4年4月1日現在）

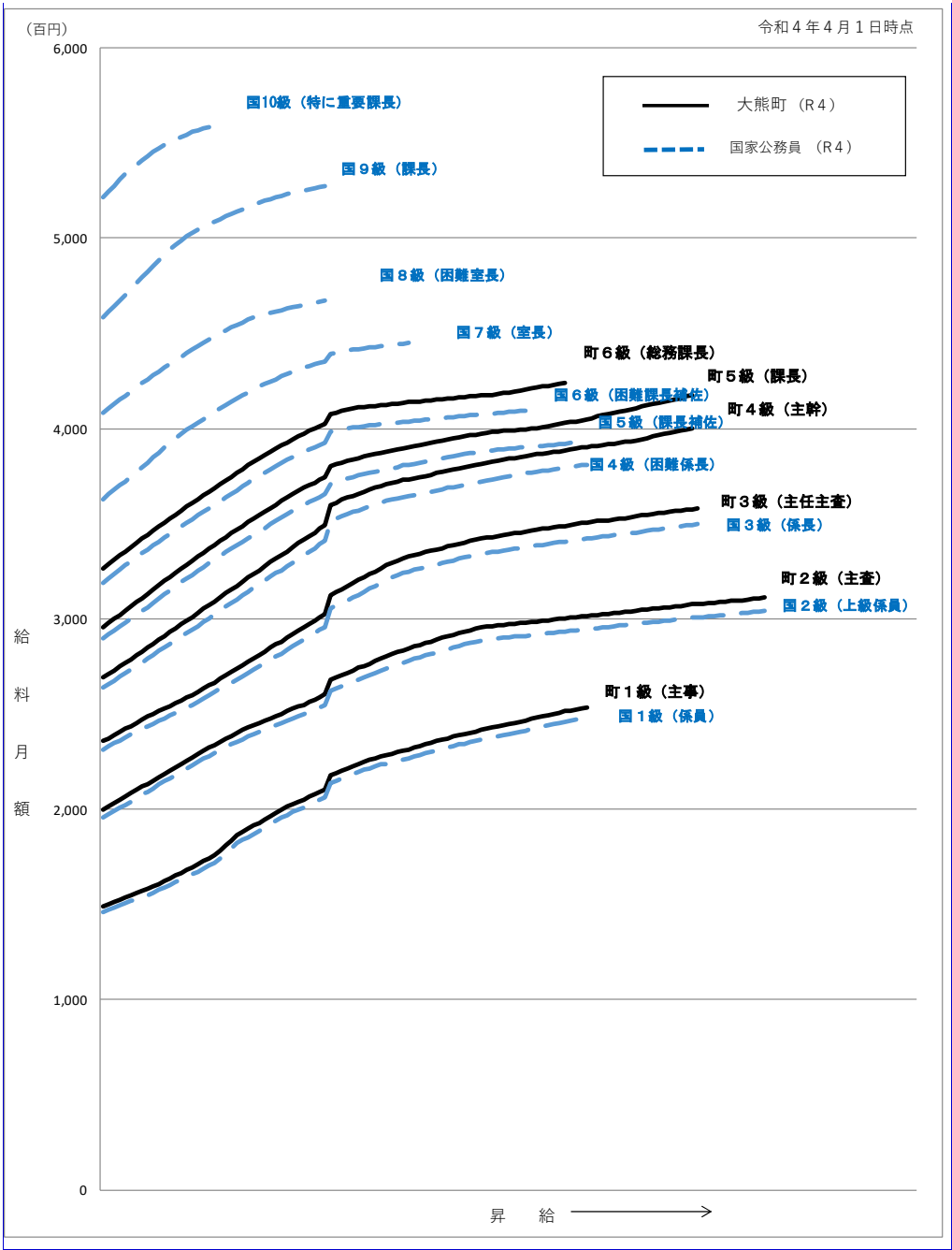
区分	標準的な職務内容	職員数	構成比	1号給の給料月額	最高号給の給料月額
1級	主事・技師	17人	13.3%	149,300円	253,300円
2級	主査・技査	21人	16.4%	199,900円	311,100円
3級	主任主査・総括主任	56人	43.8%	235,800円	358,200円
4級	主幹	16人	12.5%	269,200円	400,200円
5級	課長	15人	11.7%	295,500円	417,500円
6級	総務課長・参事	3人	2.3%	326,400円	424,100円

(注) 1 大熊町の給与条例に基づく給料表の級区分による職員数です。

2 標準的な職務内容とは、それぞれの級に該当する代表的な職務です。



(2) 国との給料表カーブ比較表（行政職（一））（令和4年4月1日現在）



(3) 昇給への人事評価の活用状況

令和4年4月2日から令和5年4月1日 までにおける運用	管理職員		一般職員	
	昇給可能な区分	昇給実績がある区分	昇給可能な区分	昇給実績がある区分
イ. 人事評価を活用している				
活用している昇給区分	昇給可能な区分	昇給実績がある区分	昇給可能な区分	昇給実績がある区分
上位、標準、下位の区分				
上位、標準の区分				
標準、下位の区分				
標準の区分のみ (一律)				
ロ. 人事評価を活用していない	○		○	
活用予定時期	令和5年度以降		令和5年度以降	

#### 4 職員の手当の状況

##### (1) 期末手当・勤勉手当

大熊町	福島県	国
一人当たり平均支給額(令和3年度) 1,378千円	一人当たり平均支給額(令和3年度) 1,599千円	-
(令和3年度支給割合) 期末手当 2.35月分 勤勉手当 1.90月分 (1.3)月分 (0.95)月分	(令和3年度支給割合) 期末手当 2.35月分 勤勉手当 1.90月分 (1.3)月分 (0.95)月分	(令和3年度支給割合) 期末手当 2.55月分 勤勉手当 1.90月分 (1.45)月分 (0.90)月分
(加算措置の状況) 職制上の段階、職務の級等による加算措置 ・役職加算 5～15%	(加算措置の状況) 職制上の段階、職務の級等による加算措置 ・役職加算 5～20% ・管理職加算 15～25%	(加算措置の状況) 職制上の段階、職務の級等による加算措置 ・役職加算 5～20% ・管理職加算 10～25%

(注) ( )内は、再任用職員に係る支給割合です。

##### ○勤勉手当への人事評価の活用状況（一般行政職）

令和4年度中における運用	管理職員		一般職員	
イ. 人事評価を活用している				
活用している昇給区分	支給可能な成績率	支給実績がある成績率	支給可能な成績率	支給実績がある成績率
上位、標準、下位の区分				
上位、標準の区分				
標準、下位の区分				
標準の区分のみ（一律）				
ロ. 人事評価を活用していない	○		○	
活用予定時期	令和5年度以降		令和5年度以降	

##### (2) 退職手当（令和4年4月1日現在）

大熊町			国		
(支給率)	自己都合	応募認定・定年	(支給率)	自己都合	応募認定・定年
勤続20年	19.6695 月分	24.5869 月分	勤続20年	19.6695 月分	24.5869 月分
勤続25年	28.0395 月分	33.2708 月分	勤続25年	28.0395 月分	33.2708 月分
勤続35年	39.7575 月分	47.7090 月分	勤続35年	39.7575 月分	47.7090 月分
最高限度額	47.7090 月分	47.7090 月分	最高限度額	47.7090 月分	47.7090 月分
その他の加算措置			その他の加算措置		
定年前早期退職特例措置(2%～20%加算)			定年前早期退職特例措置(2%～45%加算)		
1人当たり平均支給額	528 千円	10,844 千円			

(注) 退職手当の1人当たり平均支給額は、前年度に退職した職員に支給された平均額です。

(3) 特殊勤務手当（令和4年4月1日現在）

支給実績(令和3年度決算)			5,110 千円	
支給職員1人当たり平均支給年額(同上)			50,094 円	
職員全体に占める手当支給職員の割合(令和3年度)			76.1 %	
手当の種類(手当数)			10 種類	
手当の名称	主な支給対象職員	主な支給対象業務	支給実績 (決算)	左記職員に対する 支給単価
税務職員の特殊勤務手当	右の業務に従事した職員	庁外での町税徴収業務に従事したとき	0 千円	日額 500 円
防疫作業に従事する職員の特殊勤務手当	右の業務に従事した職員	家畜、伝染病、狂犬病予防法による作業に従事したとき	0 千円	日額 200 円
保育士の特殊勤務手当	右の業務に従事した職員	保育業務に従事したとき	0 千円	月額 5,000 円
幼稚園教諭の特殊勤務手当	右の業務に従事した職員	幼稚園教諭業務に従事したとき	115 千円	月額 5,000 円
用地交渉に従事する職員の特殊勤務手当	右の業務に従事した職員	公共用地取得交渉業務に従事したとき	170 千円	日額 500 円
下水道の管理に従事する職員の特殊勤務手当	右の業務に従事した職員	管理業務に専ら従事したとき	0 千円	日額 500 円
災害応急作業等に従事する職員の特殊勤務手当	右の業務に従事した職員	警戒区域等において作業に従事したとき	4,825 千円	勤務1日につき 660円～40,000円
動物死体処理作業に従事する職員の特殊勤務手当	右の業務に従事した職員	動物死体処理作業に従事したとき	2 千円	1件 500 円
行旅死亡人等の処理作業に従事する職員の特殊勤務手当	右の業務に従事した職員	行旅死亡人等の処理作業に従事したとき	10 千円	1件 5,000 円
診療所の看護業務に従事する職員の特殊勤務手当	右の業務に従事した職員	診療所の看護業務に従事したとき	52 千円	日額 500 円

(4) 時間外勤務手当

支給実績(普通会計決算)	40,479 千円
職員1人当たり平均支給年額(同上)	455 千円
支給実績(普通会計決算)	33,109 千円
職員1人当たり平均支給年額(同上)	372 千円

(注) 職員1人当たり平均支給額を算出する際の職員数は、「支給実績」と同じ年度の4月1日現在の総職員数。

(管理職員等、制度上時間外勤務手当の支給対象とはならない職員を除く。)

## (5) その他の手当 (令和4年4月1日現在)

手当名	内容及び支給単価	国の制度との異同	国の制度と異なる内容	支給実績 (令和3年度決算)	支給職員一人当たり平均支給年額 (令和3年度決算)
扶養手当	<ul style="list-style-type: none"> <li>・配偶者等 月額6,500円</li> <li>・22歳に達する日以後の最初の3月31日までの間にある子 月額 10,000円 (15歳に達する日以後の最初の4月1日から22歳に達する日以後の最初の3月31日までの間にある子1人につき月額5,000円を加算)</li> </ul>	同じ	-	14,299 千円	264,787円
住居手当	<p>1 職員の居住する借家・借間 (支給要件)自ら居住するための住宅を借受け月額9,500円を超える家賃を支払っている職員 (支給額)</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・家賃20,500円以下 家賃額-9,500円</li> <li>・家賃20,500円を超え52,500円未満 (家賃-20,500円)×1/2+11,000円</li> <li>・家賃52,500円以上 27,000円</li> </ul> <p>2 配偶者等の居住する借家・借間 (支給要件1) 単身赴任手当を支給される職員で、配偶者が居住するため住宅借受け、月額9,500円を超える家賃を支払っている者 (支給要件2) 単身赴任手当を支給される配偶者のない職員で、単身赴任手当の支給要件に係る子が現に居住している住宅を借受け、月額9,500円を超える家賃を支払っている者 (支給額)</p> <p>1により算出される額の1/2の額</p>	異なる	支給額等	9,934 千円	283,814円
通勤手当	<p>(支給要件)</p> <p>通勤のために交通機関等の利用を常例とすること、運賃等の負担を常例とすること、徒歩により通勤するものとした場合の通勤距離が片道2km以上であること (支給額)</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・交通機関等利用者 運賃相当額(ただし64,000円を超える場合、超える額の1/2を加算)</li> <li>・交通用具利用者 2,000円～46,300円</li> </ul>	異なる	支給額等	35,213 千円	352,126円
単身赴任手当	<p>(支給要件)</p> <p>官署を異にする異動又は在勤する官署の移転に伴い、転居し、やむを得ない事情により配偶者と別居し、単身で生活することを常況とし、距離制限(60km)を満たす職員に支給</p> <p>(支給額)</p> <p>基本額30,000円、距離に応じた加算額8,000円～70,000円</p>	同じ	-	5,216 千円	401,230円
管理職手当(給料の特別調整額)	<p>(支給要件)</p> <p>管理又は監督の地位にある職員のその特殊性に基づき、規則で指定する職員 (支給額)</p> <p>課長 本棒の10%(上限42,000円)</p> <p>主幹 本棒の8%(上限32,000円)</p>	異なる	支給額等	13,784 千円	405,401円
寒冷地手当	<p>(支給要件)</p> <p>基準日(毎年11月から翌年3月までの各月の初日)において、支給対象地域に在勤する職員に支給 (支給額)</p> <p>基準日における地域の区分及び職員の世帯等の区分に応じた額</p>	同じ	-	420 千円	70,000円

管理職員特別勤務手当	管理職員が臨時又は緊急の必要その他の公務の運営の必要により週休日及び年末年始の休日等に勤務した場合に支給。 (支給額) 勤務1回につき6,000円	異なる	支給額等	183 千円	10,764円
宿日直手当	(支給要件) 宿日直勤務に従事した場合に支給 (支給額) 勤務1回につき5,300円 (5時間未満の場合は2,650円)	異なる	支給額等	1,215 千円	12,925円



## 5 特別職の報酬等の状況（現在）

区 分		給料月額等	(参考)類似団体における最高/最低額	
給料	町 長	770,000 円	883,000円/639,000円	
	副 町 長	604,000 円	703,000円/550,000円	
報酬	議 長	291,000 円	331,000円/252,000円	
	副 議 長	249,000 円	262,000円/193,000円	
	議 員	234,000 円	240,000円/172,000円	
期末手当	町 長	(令和3年度支給割合)	6月期	1.650月
			12月期	1.550月
			計	3.2月
	副 町 長	(令和3年度支給割合)	6月期	1.650月
			12月期	1.550月
			計	3.2月
議 長	(令和3年度支給割合)	6月期	1.650月	
		12月期	1.550月	
		計	3.2月	
副 議 長	(令和3年度支給割合)	6月期	1.650月	
		12月期	1.550月	
		計	3.2月	
退職手当	町 長	(算定方式) 給料月額×在職月数×0.48	(1期の手当額)	(支給時期)
			17,740,800円	任期毎
			副 町 長	給料月額×在職月数×0.29

(注) 退職手当の「1期の手当額」は、4月1日現在の給料月額及び支給率に基づき、1期(4年=48月)勤めた場合における退職手当の見込額です。

## 6 職員数の状況

### (1) 部門別職員数の状況と主な増減理由

(各年4月1日現在)

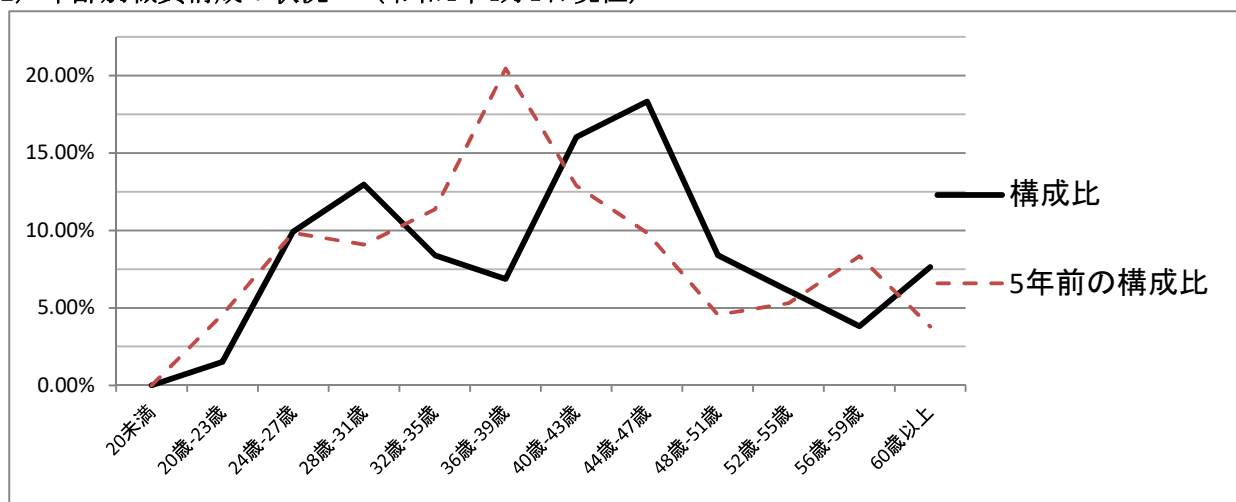
部 門		区 分	職 員 数		対前年 増減数	主な増減理由
			令和3年	令和4年		
普通会計部門	一般行政部門	議会	2	2	0	0
		総務	58	56	△ 2	業務移管
		税務	7	7	0	0
		民生	8	5	△ 3	業務移管
		衛生	19	19	0	0
		労働	0	0	0	0
		農林水産	6	6	0	0
		商工	1	1	0	0
		土木	9	9	0	0
		計	110	105	△ 5	<参考> 人口1万人当たりの一般行政部門職員数106.66人 (類似団体の人口1万人当たりの一般行政部門職員数104.67人)
	教育部門	14	17	3	業務移管、業務量増	
小 計	124	122	△ 2	<参考> 人口1万人当たりの普通会計部門職員数123.93人 (類似団体の人口1万人当たりの普通会計職員数124.85人)		
等 公 門 営 計 企 部 業	下水道	0	0	0	0	
	その他	10	9	△ 1	0	
	小 計	10	9	△ 1	0	
合 計			134 [150]	131 [150]	△ 3	<参考> 人口1万人当たりの職員数133.07人

(注) 1 職員数は、一般職に属する定員管理上の職員数です。

2 [ ]内は、条例定数の合計です。

3 定員管理上、下水道及びその他(国保、介護等)は、公営企業等会計部門に含まれます。

(2) 年齢別職員構成の状況 (令和4年4月1日現在)



区分	20歳未満	20歳～23歳	24歳～27歳	28歳～31歳	32歳～35歳	36歳～39歳	40歳～43歳	44歳～47歳	48歳～51歳	52歳～55歳	56歳～59歳	60歳以上	計
職員数	人 0	人 2	人 13	人 17	人 11	人 9	人 21	人 24	人 11	人 8	人 5	人 10	人 131

(3) 職員数の推移

部門別	年度	平成29年度	平成30年度	令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度	過去5年間の増減数(率)
一般行政		104	106	106	102	110	105	1 ( 1.0%)
教育		16	15	14	15	14	17	1 ( 6.3%)
警察		0	0	0	0	0	0	0 ( 0.0%)
消防		0	0	0	0	0	0	0 ( 0.0%)
普通会計計		120	121	120	117	124	122	2 ( 1.7%)
公営企業等会計計		12	11	11	11	10	9	△3 ( △25.0%)
総合計		132	132	131	128	134	131	△1 ( △0.8%)